

回覧

募集！！



令和8年度 東郷地域自治区 地域活動交付金事業

◎募集期間（企画書提出期間）

令和7年12月16日(火)～令和8年1月23日(金)

※令和8年度予算案が新城市議会で承認されない場合は事業中止となりますのでご了承ください。



どんな「事業」が対象になるの？

①景観づくりや環境保全
不法投棄防止活動、ごみ集積場



③伝統、文化の継承
歴史資源の保存整備、伝統芸能継承のための資材購入など

⑤保健、医療福祉の向上
健康づくり講座の開催、ウォーキングコースの整備など

②安心安全な地域づくり
交通安全マップの作成、啓発活動、防災訓練充実など



④子どもの健全育成
子育て支援行事の開催、世代間交流事業の開催など

⑥特性を活かした活性化
ボランティアガイドの育成、夏祭り等のイベント開催など



申請に関するどんなことでも気軽にご相談ください。

【お問い合わせ】

東郷自治振興事務所 新城市役所(3階) 担当：林

住 所：〒441-1392 新城市字東入船115番地

電 話：0536-23-7697 FAX：0536-23-2002



いくらまで補助してくれるの？

交付金額は、地域協議会が事業内容を審査し市長が決定します。

1団体の交付限度額・・・**100万円**

交付金の交付率・・・交付対象経費に対して100%以内

申請金額からの減額や条件を付して交付決定等を行う場合があります。

※また、審査した結果、不採択となることもあります。



どんな団体が対象となるの？

次の要件すべてに該当する団体が対象となります。

① 16歳以上のが、3名以上参加するグループ

ただし、構成員のうち1名は翌年度4月1日において18歳以上で市内在住・在勤・在学のいずれかの者を含む。

② 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としていない団体

③ 暴力団でない団体、暴力団員と関係の無い団体

※対象となる団体は、行政区、組組織、地域コミュニティ組織、公民館、子供会などの地縁に基づく団体や、ボランティア組織、NPOなどのテーマにより結びついた団体などがあります。



どんな事業が対象となるの？

東郷地域自治区内の課題解決や地域の活性化のために市民が自発的に取り組むもので、令和9年3月末までに行われる事業が対象となります。

【以下の項目に該当する事業は対象となりません。】

① 営利活動（※）、宗教活動、政治活動を目的とした事業

② 公序良俗に反する事業

③ 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業

④ 他の制度から補助金等の交付を受ける事業

※団体が交付金の交付事業を行う経費を賄うために、参加費や寄付金などを徴収することは

営利活動とはなりません。収益を事業費に充てる事業は対象となります。



どんなことに使えるの？

交付の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費です。

（報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、保険料、委託料、使用料・賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費等）

令和8年度より団体構成員への支払いが条件付きで可能になりましたので、詳細については東郷自治振興事務所へお問い合わせください。

【交付対象とならない経費】

① 団体の事務所、施設、設備等の維持管理費

② 用地取得費

③ 団体の構成員に対する食糧費（作業時又は会議時の飲料水を除く。）

④ 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確にできない経費

⑤ その他市長が社会通念上適当でないと認めた経費

* 詳細は、東郷自治振興事務所までお尋ねください。





応募するためにはどうしたらいい？

下記の書類を募集期間に東郷自治振興事務所へ提出してください。

必 要 書 類	
① 企画書	⑥団体の活動内容が分かる書類（規約等）
② 事業計画書	⑦見積書
③ 年間活動計画書	⑧会員名簿（行政区、地縁団体を除く）
④ 収支予算書	⑨他人の財産を使用する場合は承諾書
⑤ 申請団体の確認書	⑩その他事業に応じて指示する書類

様式の①～⑤は、東郷自治振興事務所にてお渡しします。

新城市ホームページ（東郷地域自治区）からもダウンロードすることができます。

<https://www.city.shinshiro.lg.jp>

東郷 地域活動交付金

検索



審査の方法を教えて？

公開審査での事業説明及び質疑応答を行った後、東郷地域協議会が審査します。

※事業説明を省略することも可能です。申請書受領時に事業説明を行うか行わないかを確認させていただきます。

※結果は後日、交付金交付内定通知書にて正式に通知します。

公開審査日：令和8年2月21日(土)午後から

«審査基準の項目»

評価項目	審査視点
(1)必要性	<ul style="list-style-type: none">・地域の実情や住民要望に対応したものか。・地域の課題解決、あるいは地域の活性化につながるものか。
(2)チャレンジ精神・主体性	<ul style="list-style-type: none">・新しい取り組みにチャレンジする姿勢が見られるか。
(3)公益性	<ul style="list-style-type: none">・特定の個人や団体の利益にとどまっていないか。・広く住民に支持されるものか。
(4)計画性	<ul style="list-style-type: none">・計画内容、達成目標・達成期限が十分に検討されているか。・関係者との合意形成や組織内部での実施体制が整っているか。
(5)継続性	<ul style="list-style-type: none">・活動団体が今後も継続して同事業又は新たな事業を展開していくことが見込まれるか。・活動団体は、信頼性・発展性はあるか。・自立に向けた自主財源の確保に工夫がされているか。



事業が完了したらどうしたらいい？

事業完了後、地域活動交付金実績報告書を提出していただくとともに、成果報告会において団体の一年の活動や成果などについて報告をしていただきます。なお、成果報告会での報告も交付の条件となります。

その他、活動時に活動状況の確認をさせていただくこともありますのでご協力をお願いします。また、交付金で設置されたもの等には、東郷地域活動交付金で整備したことが分かるよう標記をお願いします。



地域活動交付金の流れ



① 募集（12月～1月）

書類一式は開庁時間に東郷自治振興事務所へ提出してください。受付の最終日時は、令和8年1月23日（金）の午後5時15分です。また、申請書類には、見積書などの添付書類を用意していただく場合がありますので、早めにご相談ください。

② 審査準備（2月）

【東郷自治振興事務所】

提出書類に不備などがないか確認をし、審査に向けた準備を行います。



【東郷地域協議会】

申請(企画)内容を十分に理解した上で審査会へ臨めるよう、内容の確認や勉強会などを行います。

③ 公開審査（2月21日（土）を予定）

【団体】

事業の目的や事業のスケジュール、必要経費などについての説明や、あらかじめお送りする質問に対して、お答えいただきます。

【東郷地域協議会】

東郷地域協議会の委員が審査員となり、申請団体に対して事業内容などの質問をしたうえで、採点を行います。

※東郷地域協議会での審査結果を基に、採択された団体には令和7年度中に新城市長が交付金の内定通知を送付し、令和8年度に交付決定します。交付決定日から翌年3月31日までの間で事業を実施します。

④ 成果報告（新城全体5月予定）

【申請団体】

事業の実績や成果を実績報告書及び成果報告書を提出していただきます。

成果報告書は、活動の内容などを1枚の用紙にまとめていただき、市役所等で展示し、地域の皆さんにご覧いただきます。